

4 公園

1 出入口

【基本的な考え方】

- 公園を誰もが安全かつ快適に利用できるよう、出入口のうち少なくとも1以上は、幅の確保や段差の解消等について考慮します。

整備基準

- 1以上の出入口は、次に掲げるものとする。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。

- イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

解説

- 120 cmとは、車椅子で通行しやすい幅、歩行者が横向きになれば車椅子とすれ違える幅、二本杖使用者が通行しやすい幅です。
- 車止めを設ける場合は、1以上はその間隔を90 cm以上とします。
- 高低差がある場合のすりつけ勾配は10%以下とします。

【基本的な考え方】

2 園路

- 誰もが安全かつ快適に通行できるよう、幅の確保や段差の解消、表面の滑りにくさ等について考慮するとともに、こうした園路が主要動線となるよう、地形条件を踏まえつつ、計画します。

整備基準

- (1) 主要な園路は、次に掲げるものとする。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。
- イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- ウ 表面は、滑りにくいものとする。
- エ 園路を横断する排水溝を設ける場合は、車椅子のキャスター及びつえが落ち込まないよう配慮した溝蓋を設けること。
- (2) 案内板を設ける場合には、点字により表示する等視覚障害者が円滑に利用することができるものとする。

解説

- 120 cmとは、車椅子で通行しやすい幅、歩行者が横向きになれば車椅子とすれ違える幅、二本杖使用者が通行しやすい幅です。
- p. 140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照
- 溝蓋の目が粗いと、車椅子のキャスターや杖が落ち込み、通行に支障となるだけでなく、転倒の危険もあります。
- 格子型の場合、ピッチ15 mm以下×100 mm以下等の細目タイプとします。

整備が望ましい項目

- 縦断勾配を5%以下及び横断勾配を1%以下とし、幅は180 cm以上とする。ただし、通路の末端及び50 m以内ごとに、車椅子が転回できる広さ（180 cm×180 cm以上）の場所を設けることにより、幅を120 cm以上とすることができる。

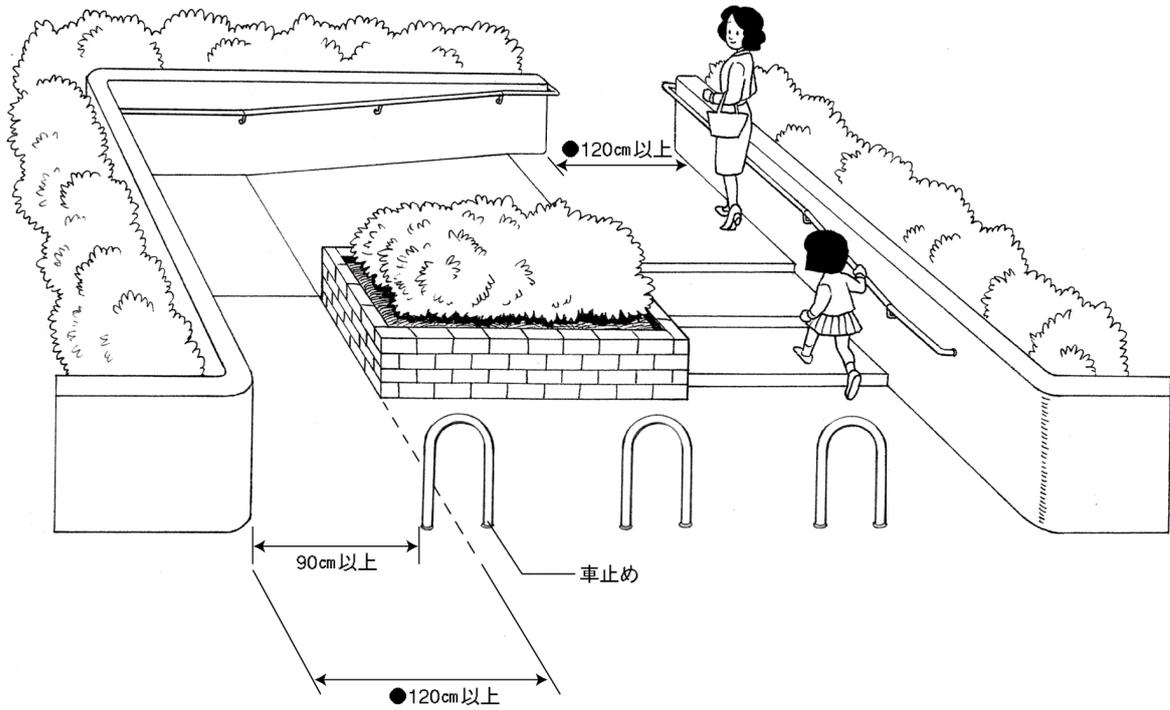
解説

- 都市公園移動等円滑化基準
- 勾配については、遊園地等の施設も、都市公園と同様の基準に適合させることが望まれます。

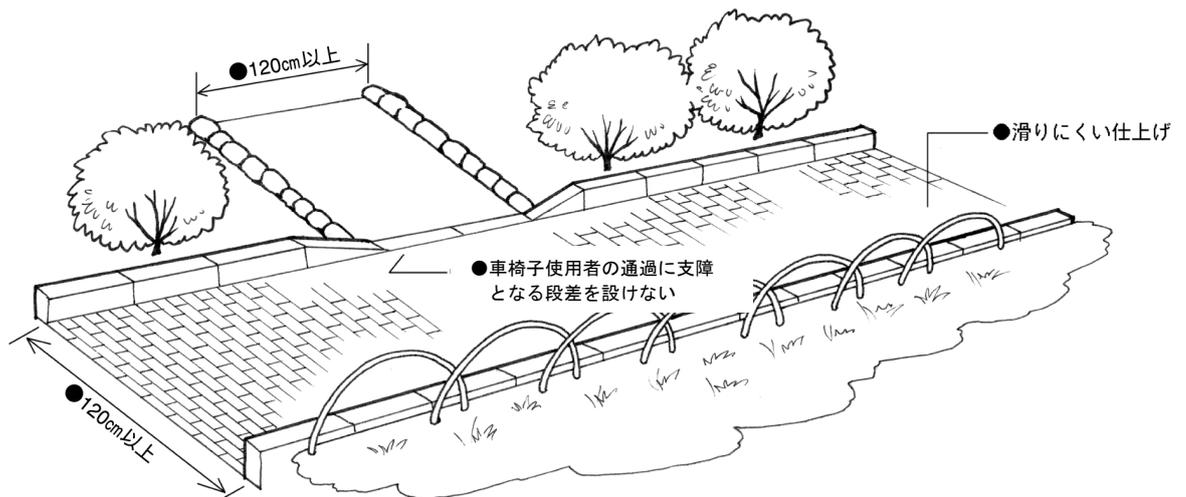
整備例

- : 整備基準
- : 整備が望ましい項目

■ 出入口の整備例



■ 園路の整備例



3 便所

【基本的な考え方】

- ・誰にとっても、外出時に便所が利用できるかどうかは切実な問題です。したがって、障害者や高齢者等の社会参加を促進する上で、誰もが利用しやすい便所を整備することが重要です。
- ・多様な利用者、利用形態を考慮して、多機能であるよう整備するとともに、複数の便所を設ける場合には、様々なヴァリエーションを持たせるよう工夫します。

整備基準

解説

- (1) 便所を設ける場合には、その床の表面は、滑りにくい材料で仕上げることを。
- (2) 便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものとする。
 - ア 次に定める構造の車椅子使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別のある場合にあつては、それぞれ1以上）設けること。
 - (ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
 - (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
 - (ウ) 戸は、引き戸（構造上やむを得ない場合にあつては、外開き戸）とすること。
 - イ 車椅子使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。
 - ウ 車椅子使用者用便房が設けられている便所の洗面器又は手洗器のうち1以上に、レバー式、光感知式その他の操作が容易な方式による水栓を設けること。
 - エ 2の項の(1)に定める園路と車椅子使用者用便房との間の経路を構成する園路のうち1以上は、同項の(1)に掲げるものとする。
- (3) 男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、手すりを配置した床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けること。
- (4) 条例別表第2の3の項の(2)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設に、便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものとする。
 - ア 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上（男子用及び女子用の区別のある場合にあつては、それぞれ1以上）設け、かつ、当該便房及び当該便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。
 - イ 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を1以上設け、かつ、当該設備が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。ただし、他の場所に乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、かつ、当該場所にその旨を表示した標識を掲示する場合は、この限りでない。

・ p.140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

・「その他これらに類する小便器」とは、床置き式男子用小便器と同様に、杖使用者等が円滑に利用することが可能な床置きに類する小便器を言います。

・遊園地、動物園又は植物園に便所を設ける場合に適用されます。

・大人が用を足すときに、乳幼児を座らせておくための設備です。

・男女ともに使えるよう、男女共用の場所又は男子用、女子用それぞれの場所に設置することが望まれます。

整備が望ましい項目

解説

<車椅子利用者用便房について>

- ・他の便房のある便所と一体的に、又は隣接した位置に設けること。
- ・戸の施錠装置は、操作しやすいものとし、緊急時には外部から解錠できるものとする。
- ・荷物棚やフックを設けること。
- ・腰掛便座の背後に背もたれを設けること。
- ・洗浄装置は、靴べら式、光感知式その他の操作が容易な方式のものとする。
- ・洗浄装置及びペーパーホルダーは、便座及び車椅子上から利用しやすい位置に設けること。
- ・便座から利用できる位置に手洗器を設けること。
- ・緊急通報装置を設けること。
- ・複数の車椅子利用者用便房を設ける場合は、同じ型とせず、様々なヴァリエーションのものとする。

- ・指先での細かな操作が不要なものとし。
- ・車椅子使用者が接近しやすいよう、高さや袖壁の設置等について考慮します。
- ・車椅子使用者にも、立位でも使いやすい高さを考慮します。
- ・座位姿勢の保持が困難な場合や排泄に時間がかかる場合に有効です。介助者が後ろから支える負担の軽減にもなります。
- ・尿器やカテーテルを使用する利用者は、便座に移乗せず、車椅子上に座ったまま排泄します。
- ・便座に座ったままの状態の手洗器を使用したい場合に有効です。
- ・便座及び車椅子上から操作できる位置に設けます。
- ・転倒時のために、低い位置にも設けるか床面付近から紐等で操作できるようにします。
- ・身体状況や利き腕の違いによって便座への移乗動作をはじめ、利用形態が様々です。
- ・左右勝手の別に対応してレイアウトを反転させたり、1つの多機能便房では様々な利用者に対応しきれない場合には、設備の異なる多機能便房を分散したりする工夫が求められます。
- ・便器については、一般の卵型形状のものが汎用性がありますが、便器に逆向きにまたがって利用する場合や摘便を行う場合、後始末に介助を要する場合等には、細長い形状のものが有効です。
- ・暖房便座については、知覚麻痺がある場合は、低温やけどをおこすおそれがあることに留意します。
- ・温水洗浄便座とする場合、操作盤は、便器の横に付くと移乗動作の妨げとなる場合があるため、壁面に配置します。

※ 上記のほか p.18 (「1 建築物」の「4 便所」) 参照

